

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム 宍戸苑

短期入所生活介護事業所

運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人

慈 永 会

宍戸苑指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈永会が開設する特別養護老人ホーム宍戸苑が併設して行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者が一時的に特別養護老人ホームに入所し、要介護者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 事業者は事業の適正かつ円滑な運営を図るため、介護保険法、老人福祉法、介護保健法施行規則及び厚生省令の人員、設備及び運営基準に沿って事業を運営する。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者が必要とする適切な介護サービスを提供する。
3. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 特別養護老人ホーム宍戸苑
2. 所在地 笠間市橋爪462番地の1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
 - (イ) 事業所を代表し、職員の管理及び業務の管理にあたる。
 - (ロ) 併設施設との兼務をしても差し支えない。
2. 医師 2名
 - (イ) 利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
 - (ロ) 併設施設との兼務をしても差し支えない。
3. 生活相談員、 1名以上とする
 - (イ) 利用者の入退所、生活相談及び処遇の企画、立案、実施に関することに従事する。
 - (ロ) 併設施設との兼務をしても差し支えない。
4. 介護職員、看護職員 20名以上とする
 - (イ) 介護職員 利用者の日常生活の介護及び援助業務に従事する。

(ロ) 看護職員 医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(ハ) 併設施設との兼務をしても差し支えない。

5. 機能訓練指導員 1名以上

(イ) 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(ロ) 併設施設との兼務をしても差し支えない。

6. 栄養士 1名以上

(イ) 給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(ロ) 併設施設との兼務をしても差し支えない。

7. 調理員 4名以上

(イ) 利用者の食事の提供に当たる。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所の管理者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申し込み者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申し込み者のサービスの内容の選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申し込み者の同意を得る。

(利用定員)

第7条 利用定員は指定短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数10床とする。

(内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、その介護保険負担割合証に応じた額とする。(別途書類添付)

一、要介護者が施設に短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話及び機能訓練等のサービスを提供する。

2. 前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることとする。(利用料金別紙)

一、次条に定める通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二、食材料費

三、理美容代

四、前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

3. 事業者は、前項の費用の額（加算事項等）に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容、**告示の基づく負担**及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（短期入所生活介護計画の作成）

- 第9条 事業者の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
2. 事業者の管理者は短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
 3. 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

（指定短期入所生活介護利用者の取扱い方針）

- 第10条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行う。
2. 事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
 3. 事業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 4. 事業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
 5. 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（通常の送迎の実施地域）

- 第11条 通常の事業の実施地域については笠間市全域、水戸市、茨城町とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第12条 利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項に留意する。
- 一、利用料金、持参品に関すること。
 - 二、各部屋、設備を利用する際の注意事項に関すること。
 - 三、利用者の緊急連絡先、主治医に関すること。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して短期入所生活介護のサービス提供が受けられるよう、業務継続計画を策定すると共に、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(イ) 衛生管理・感染症に係る業務継続計画

1. 短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 従業者等は感染症等に関する知識の習得に努めるため、年2回以上の研修を受講する。
3. 平時から備品の確保を行い、感染症防止に向けた取り組みを実施する。
4. 感染症発生時の初動対応と感染拡大防止体制を確立する。

(ロ) 非常災害対策・災害に係る業務継続計画

1. 短期入所生活介護のサービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、緊急時の対応、業務継続計画発動基準、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。
3. 災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年2回以上実施する。
4. 災害が発生した場合は業務継続計画に基づき、総括責任者の指示のもと速やかに対応を行う。

(苦情処理・ハラスメント対策)

第15条 提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者又は家族、関係者からの苦情・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメント等のハラスメント行為に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(緊急時における対応方法)

第16条 短期入所生活介護サービス従業者は、介護の提供をおこなっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(リスクマネジメントの強化)

第17条 事業所はリスクマネジメントのための安全対策について次の措置を講ずる。

- ・安全対策担当者の設置
- ・事故発生防止及び事故発生の報告・分析・対応策を従業員に周知するための委員会の設置
- ・事故発生防止のための従業員に対する研修の実施
- ・事故発生時には「介護事故防止・対応マニュアル」に基づき、速やかに対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所の従事者は、短期入所生活介護サービス利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- ・責任者の選定
- ・虐待防止対策委員会の設置と月1回の会議開催、指針の整備
- ・年2回虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ・虐待等に対する相談窓口の設置
- ・その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一、採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二、階層別研修 随時
2. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
3. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(附則)

1. この規定は、平成12年 4月 1日より施行する。
2. 一部改正 平成15年 4月 1日
3. 一部改正 平成15年 6月 1日
4. 一部改正 平成17年10月 1日
5. 一部改正 平成18年 4月 1日
6. 一部改正 平成21年 4月 1日
7. 一部改正 平成25年10月31日
8. 一部改正 平成27年 8月 1日
9. 一部改正 令和6年 4月 1日